別紙1（様式第1号関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　芦󠄀屋町移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福岡県及び芦󠄀屋町から求められた場合には、それに応じます。

２　過去10年以内に申請者又は世帯員として移住支援金を受給していません。

　　（ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去に18歳未満の世帯員として移住支援金を受給した者で、申請日からの経過年数が５年以上10年以内の者が18歳以上になった際に申請をしようとする場合を除く。）

３　以下の場合には、芦󠄀屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第10条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に芦󠄀屋町以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）福岡県起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に芦󠄀屋町以外の市区町村に転出した場合

：半額

（就業の場合のみ）

（５）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額